

重要事項説明書

社会福祉法人 青野ヶ原福祉会

「指定居宅介護支援」

青都荘ケアプランセンター

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(大阪市指定 第 2774403162 号)

当事業所は、ご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

ご利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご利用者の心身の状況やご利用者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

1.事業所名

- (1) 法人名 社会福祉法人 青野ヶ原福祉会
- (2) 法人所在地 兵庫県小野市復井町 6 7 3 番地 20
- (3) 電話番号 0794-66-7305
- (4) 代表者氏名 理事長 浮舟 邦彦
- (5) 設立年月日 昭和 60 年 5 月 17 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業所番号 2774403162
- (3) 開設年月日 平成 24 年 5 月 1 日
- (3) 事業所の名称 青都荘ケアプランセンター
平成 25 年 12 月 1 日指定 大阪市 2774403162 号
- (4) 事業所の所在地 大阪市城東区野江 2 丁目 4 番 6 号 DiasⅢ1 階
- (5) 電話番号 06-4255-5220 FAX 06-4255-5221
- (6) 管理者氏名 前 田 順 子
- (7) 事業所の通常の事業の実施地域 大阪市城東区、都島区 旭区 北区

3. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	ご利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、ご本人や家族の意向を基に居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とします。
運営の方針	要介護状態となった場合においても、居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して支援を行います。
	ご利用者の選択に基づき、適切な保健医療及び福祉サービスが、多様な事業者から提供されるよう配慮します。
	指定居宅介護支援の提供において、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場にたち、公正中立に努めます。
	市町村や地域包括支援センター、他の指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
	『指定居宅介護支援事業者の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）』に定める内容を遵守し、事業を実施します。

4. 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月～金（但し、12/30～1/3 は除く）
受付時間	月～金 9 時 00 分～18 時 00 分
サービス提供時間帯	月～金 9 時 00 分～18 時 00 分

5. 事業所の職員体制

当事業所では、ご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職務内容	人数
管理職	従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他管理を一元的に行います。	常勤 1 名 介護支援専門員 兼務
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	常勤 1 名以上

6. 居宅介護支援のサービス内容、利用料及びその他の費用について

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

加算については別表 1 でご説明します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご利用者の利用料負担はありません。

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3～5
介護支援専門員 1 人に当たりの利用者の数が 40 人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ (単位数 1,086) 12,076 円	居宅介護支援費Ⅰ (単位数 1,411) 15,690 円
介護支援専門員 1 人に当たりの利用者の数が 40 人以上の場合において、40 人以上 60 人未満の部分	居宅介護支援費Ⅱ (単位数 544) 6,049 円	居宅介護支援費Ⅱ (単位数 704) 7,828 円
介護支援専門員 1 人に当たりの利用者の数が 40 人以上の場合において、60 人以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ (単位数 326) 3,625 円	居宅介護支援費Ⅲ (単位数 422) 4,692 円

◎1 単位は 11.12 円で計算します。

- ※ ※当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の 50/100 となります。また 2 ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。
- ※ 特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算）に該当する場合は、上記金額より 2,224 円(200 単位)を減額することとなります。
- ※ 取扱い件数が 45 人以上の場合については、利用者の契約日が古いものから順に割り当て、45 件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。
- ※ 虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を決めること）が講じられていない場合、所定単位数の 1/100 に相当する単位数を減算します。
- ※ 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、所定単位数の 1/100 に相当する単位数を減算します。

※ 当該事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当該事業所と同一の建物(同一敷地内建物等)に居住する利用者又は当該事業所における一月当たりの利用者が 20 人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)の利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の 95/100 を算定します。

(1) サービスの内容

①居宅サービス計画の作成

ご利用者のご家庭を訪問して、ご利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

②サービス実施状況の把握

ご利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。また、提供されたサービスに対する給付管理も行います。

③居宅サービス事業者との連絡調整

居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

④要介護(支援)認定申請に対する協力援助

ご利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

⑤利用者状況の把握と居宅サービス計画の変更

ご利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

⑥介護保険施設への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

(2) 利用料金について

①居宅介護支援に関するサービス利用料金

事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

但し、ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、次のサービス利用料金の全額を一旦お支払い下さい。

②交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

③利用料金のお支払い方法

前記の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌々月 10 日までに以下口座にお振込み下さい。

三井住友銀行 梅田支店 普通預金 8811974

口座名義人：社会福祉法人 青野ヶ原福祉会 理事 浮舟邦彦

7. 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所等に変更があった場合は、速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また要介護認定の更新の申請が遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であり当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。
- (3) 指定居宅介護支援事業者と入院先医療機関との早期からの連携を促進する観点から、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう利用者又はその家族に対し事前に協力を求めます。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して交替を申し出ることができます。ただし、特定の介護支援専門員の指名はできません。

9. 虐待の防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

＜虐待防止に関する責任者＞ 管理者 前田 順子

＜虐待防止に関する担当者＞ 管理者 前田 順子

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。

(6) 虐待の防止のための指針を作成します。

10. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) ご利用者及びその家族に関する秘密の保持について

①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」

及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

- ②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）はサービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③またこの秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

（２）個人情報の保護について

- ① 業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ② 業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります）。

1 1 . 記録物の作成と開示について

- ①ご利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から５年間保管するとともに、ご利用者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご利用者から申し出があった場合には、ご利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

1 2. ケアマネジメントの公正中立性の確保について

前 6 ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合・同一事業所によって提供されたものの割合を説明・公表します。

別表 2 参照

1 3. 事故発生時の対応方法について

- ①利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ②事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合にも同様とします。
但し、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

1 4. 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 5. 業務継続計画の策定

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的に（年 1 回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

1 6. 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事務所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

17. ハラスメント防止について

従業者に対するハラスメント防止のため、利用者やその家族等に対しハラスメントについて説明を行い、従業者に対し研修を実施するなど必要な措置を講じます。

18. サービス利用を止める場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定又は要支援認定によりご利用者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
- ③ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ④ ご利用者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院が見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ 業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑥ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑦ ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑧ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までにお申し出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合。
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合。
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合。
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご利用者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

19. サービス利用中の注意事項

(1) 禁止行為

- ① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

例：叩く、蹴る、物を投げる 等

- ② 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

例：大声を出す、理不尽な要求をする、飲酒の強要 等

- ③ 職員に対するセクシュアルハラスメント（性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

例：性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報（噂）を流布すること、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、個人的な性的体験談を話すこと 等

20. 代理人について

ご利用者が何らかの事由で意思の決定ができなくなった場合に、次のような対応をして頂くために、契約時に代理人を定めさせていただきます。（但し、代理人がおられなくてもご利用は可能です。）

- (1) 提供するサービス全般についての協議・承認
- (2) 入院・緊急時・事故の場合などにおけるご家族様代表としての対応
- (3) ご利用料金の精算、利用中に残されたご利用者の所持品（残置物）の引き取り（運送・廃棄などの費用についてはご負担いただきます。）
- (4) 代理人が代理権を行使する場合は、事業者に対し、その権限を証する書面の提示をお願いすることがあります。

2 1. 苦情の受付について

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

苦情解決責任者：前田 順子

窓口担当者：前田 順子 (管理者)

ご利用時間：月曜日～金曜日 9時00分～18時00分

ご利用方法：電話 06-4255-5220

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

大阪市城東区役所 介護保険グループ TEL 06-6930-9859

大阪市都島区役所 介護保険グループ TEL 06-6882-9859

大阪市旭区役所 介護保険グループ TEL 06-6957-9859

大阪市北区役所 介護保険グループ TEL 06-6313-9859

大阪府国民健康保険団体連合会 …………… TEL 06-6949-5418

- (3) 苦情処理の体制及び手順

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握する為に必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を行ないます。相談担当者は把握した状況を管理者と共に検討を行い、適切な対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、ご利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

- (4) 緊急連絡先について

利用者のことについて緊急時やむを得ない場合、緊急連絡先を記載しておりますので下記の電話番号にご連絡ください。

電話 06-4255-5220

年 月 日

居宅介護支援サービス提供開始にあたり、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。
また、今後、法の改訂による重要事項説明書の変更の通知、説明は行いますが、個別には承認を得ない場合もあることも説明しました。

社会福祉法人 青野ヶ原福祉会
青都荘ケアプランセンター

職 名	介護支援専門員
説 明 者	氏 名

管 理 者	所在地	大阪市城東区野江 2 丁目 4 番 6 号 DiasⅢ1 階
-------	-----	-----------------------------------

事業所名	社会福祉法人 青野ヶ原福祉会 青都荘ケアプランセンター 管理者 前田 順子
------	---

年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

ご利用者本人 住 所

氏 名

代理人 住 所

氏 名

第三者立会人 住 所

氏 名

別表 1

	加 算	加算額	算 定 回 数 等
要介護度による区分なし	初 回 加 算 (単 位 数 300)	3,336 円/回	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に 居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された 場合に居宅サービス計画を作成する 場合。
	入院時情報連携加算 (Ⅰ) (単 位 数 250)	2,780 円/月	利用者が病院又は診療所に入院するに 当たって、当該病院又は診療所の職員に 対して、当該利用者の心身の状況や生活 環境等の当該利用者に係る必要な情報 を提供した場合 入院した日のうちに情報提供している こと。 ※ 入院日以前の情報提供を含む。 ※ 営業時間終了後又は営業日以外の日 に入院した場合は、入院日の翌日を含 む。
	入院時情報連携加算 (Ⅱ) (単 位 数 200)	2,224 円/月	利用者が病院又は診療所に入院するに 当たって、当該病院又は診療所の職員に 対して、当該利用者の心身の状況や生活 環境等の当該利用者に係る必要な情報 を提供した場合 入院した日の翌日又は翌々日に情報提 供していること。 ※ 営業時間終了後に入院した場合であ って、入院日から起算して3日目が営業日 でない場合は、その翌日を含む。
	退院・退所加算 (Ⅰ) イ (単 位 数 450)	5,004 円/回	病院、診療所、地域密着型介護福祉施設、 介護保険施設への入院・入所していた者 が退院・退所し、その居宅において居宅 サービス又は地域密着型サービスを利用 する場合において、当該利用者の退院 又は退所に当たって病院等の職員と面 談を行い、利用者に関する必要な情報の 提供を得た上で、居宅サービス計画を作 成し、居宅サービス等の利用に関する調 整を行った場合。

	退 院 ・ 退 所 加 算 （Ⅰ）ロ （ 単 位 数 600 ）	6,672 円/回	病院、診療所、地域密着型介護福祉施設、介護保険施設への入院・入所していた者が退院・退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合1回以上カンファレンスによる情報収集を行った場合。
	退 院 ・ 退 所 加 算 （Ⅱ）イ （ 単 位 数 600 ）	6,672 円/回	病院、診療所、地域密着型介護福祉施設、介護保険施設への入院・入所していた者が退院・退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。
	退 院 ・ 退 所 加 算 （Ⅱ）ロ （ 単 位 数 750 ）	8,340 円/回	病院、診療所、地域密着型介護福祉施設、介護保険施設への入院・入所していた者が退院・退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。 1回以上カンファレンスによる情報収集を行った場合。
	退 院 ・ 退 所 加 算 （Ⅲ） （ 単 位 数 900 ）	10,008 円/回	病院、診療所、地域密着型介護福祉施設、介護保険施設への入院・入所していた者が退院・退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。 1回以上カンファレンスによる情報収集を行った場合。

通院時情報連携加算 (単位数 50)	556 円	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。 利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (単位数 300)	3,336 円	小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、同サービス事業所に出向き、利用者の同サービス事業所における居宅サービス計画の作成に協力を行った場合。
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (単位数 300)	3,336 円	看護小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、同サービス事業所に出向き、利用者の同サービス事業所における居宅サービス計画の作成に協力を行った場合。
緊急時等居宅カンファレンス加算 (単位数 200)	2,224 円/回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。 (一月に2回を限度)
ターミナルケアマネジメント加算 (単位数 400)	4,448 円/回	終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、在宅で死亡した利用者(在宅訪問後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)に対して ・24時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備。 ・利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施・訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供。
特定事業所加算(Ⅰ) (単位数 519)	5,771 円	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(一月につき)
特定事業所加算(Ⅱ) (単位数 421)	4,681 円	
特定事業所加算(Ⅲ) (単位数 323)	3,591 円	
特定事業所加算(A) (単位数 114)	1,267 円	

指定居宅介護支援内容の見積もりについて

(1) 担当介護支援専門員

氏 名

(連絡先 :

)

(2) 提供予定の指定居宅介護支援の内容と料金

介護保険 適用の有無	利用料 (月額)	利用者負担 (月額)	交通費の有無
○	円	円	円

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から 1 ヶ月以内とします。

別表2

(対象期間：令和6年 3月～令和6年 8月に提供した割合)

(1) 総ケアプラン数における種類別利用割合

訪問介護	53%	通所介護	28%
地域密着型通所介護	21%	福祉用具貸与	72%

(3) 同一事業所によって提供された上位3 事業所名とその割合

訪問介護	青都荘訪問介護	ワイドフェイス	コエル(株)
	16.5%	7.37%	6.61%
通所介護	サンアドバンス	一寸法師	ORES
	16.99%	8.73%	5.82%
地域密着型通所介護	デイサービス わかば	パナソニック関目	株式会社グロウ
	31.96%	21.3%	13.1%
福祉用具貸与	ヤマシタ	ライフマーク	フランスベッド 大阪東
	25.9%	18.2%	13.1%